

奈良県訓令第第八号

各部課室

奈良県法令審査会規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第一項中「もつて」を「もって」に改め、同条第二項中「もつてあてゐる」を「もつて充てる」に改める。

第三条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「もつて行なう」を「もつて行う」に改める。

第五条中「主務課長及び関係課長」を「主務課長又は主務室長及び関係課長又は関係室長」に改める。

第六条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第七条中「総務課」を「法務文書課」に、「行なう」を「行う」に改める。